## 線量限度食品の暫定規制値と基準値

暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般 的に評価され、安全は確保されていたが、

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制 値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリ シーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性ヤシウムの暫定規制値※1 ○放射性ヤシウムの基準値※2

食品	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	
穀類	500
肉・卵・魚・その他	

食品群	基準値
ما د الاط <i>ه</i>	
飲料水	10
牛乳	50
1 3 3	- 00
一般食品	400
NX DE DO	100
71 ID T A T	
乳児用食品	50

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等 を含めて基準値を設定

2012 (平成24) 年3月までの「暫定規制値」に適合している食品においても、健 康への影響という面では安全はじゅうぶんに確保されていました。しかし、より一層 食品の安全、安心を確保する観点から暫定規制値が見直されて、2012(平成24)年 4月1日より新しい「基準値」が設定されました。

暫定規制値の設定では、上限濃度に汚染された食物を1年間食べ続けたとした場 合でも、そこから受ける追加被ばく線量が年間5ミリシーベルトを超えないことが 根拠になっていました。新たな基準値を設定するに当たっては、上限濃度に汚染され た食物を1年間食べ続けたとした場合でも、そこから受ける追加被ばく線量が年間1 ミリシーベルトを超えないという考え方になっています。

暫定規制値では 5 項目に分類されていた食品が新しい基準値では 4 項目に再分類 されました。最も摂取頻度の高い「飲料水」については 10 ベクレル /kg と従前の 20分の1という非常に厳しい数値が設定されました。また、乳幼児による摂取量が 多い「牛乳」については 50 ベクレル /kg に下げられました。同時に、乳児の安全性 確保の面から「乳児用食品」という新たな項目が設定され、牛乳と同じレベルの50 ベクレル /kg とされました。それ以外の「一般食品」すべてについては 100 ベクレ ル/kgという値が設定されました。一般食品として全部を一括りにした背景には、個々 人の食習慣の違いから来る追加被ばく線量の差を最小限にするという考えがありまし た。どんな食品を食べても、それらが基準値内であれば安全は確保できるという値と して設定されました。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日: 2015年3月31日

